

アセスメントのポイント

(福祉型・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
福祉型・医療型障害児入所支援)

社会福祉法人 杉風会

障害者支援施設 庄内

施設長 金森孝之

(本資料は、平成29年度サービス管理責任者指導者養成研修

サービス管理責任者等基礎研修講義資料に基づいて作成しています。)

児童期支援のアセスメントのポイント

児童発達支援管理責任者の役割

I. アセスメントを実施する際の基本的な視点

- ・ こどもを取り巻く社会
- ・ 障害児入所施設への入所理由
- ・ 児童期の支援の基本的な視点
- ・ 児童期の支援とは？
- ・ こどもへの関わりに不可欠な視点とそのプロセス

II. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント

- ① 本人支援(発達支援・移行支援)
- ② 家族支援
- ③ こどものライフステージに応じた一貫した支援(地域連携・地域支援)

III. 児童期の個別支援計画作成におけるアセスメント

- ・ 課題の整理
- ・ ニーズの把握
- ・ 個別支援計画

IV. まとめ

児童期の支援におけるアセスメントのポイント

児童発達支援管理の責任者の役割とは？

- ① 発達状況、心理状態を踏まえた上で、的確にニーズを把握する。
- ② アセスメント全体を把握した上で、最終ゴールを想定することが重要。
- ③ 情報が少ない場合こそ、あらゆる可能性を視野に入れることが重要。
- ④ 障害のある子どもや家族が、まだ具体化できていないニーズを推測する。
(真のニーズを把握することが重要。)
- ⑤ 利用者の真のニーズを含めた個別支援計画を策定し、支援プロセスの全体を管理する。
- ⑥ 個別支援計画の策定に当たっては、訓練担当職員、保育士等のチームで取り組むよう、支援会議を開催し意見調整の上、方針の統一を図る。
- ⑦ 地域の社会資源を理解し関係機関と連携調整を行う。
- ⑧ 以上の支援全般に渡って、児童の支援に従事する職員に対し、適宜、指導・助言を行う。

I. アセスメントを実施する際の基本的な視点

子どもを取り巻く社会は今

» 育ちの環境

- バーチャルな遊び
- 習い事、塾

- * 子どもの孤立化
- * 群れない中での集団化

» 子育て環境

- 核家族化と孤立化
- 子育て資源の多様化
- 子育て情報の氾濫と混乱

- * 経験のない子育てを支援する助言者との疎遠
- * 育児不安の解消策の乏しさ

普通の子育てがわからない!

» 社会環境

- 島国文化の保守性
- 多国籍(多文化)
- 価値観の多様化
- 社会規範の脆弱化
- 家庭教育・社会教育・学校教育バランスの歪み
- 代償療法の跋扈(ばっこ)

とまどう親!
振り回される子!

» 家庭機能

- 少子化
 - 共稼ぎ家族
 - 家族のストレス
 - 離婚・シングル親
- etc.

●社会の変化と無縁ではあり得ない ●社会の歪みは弱者に向かう

物品供給
児童虐待

栄養補給のための食事
育児放棄

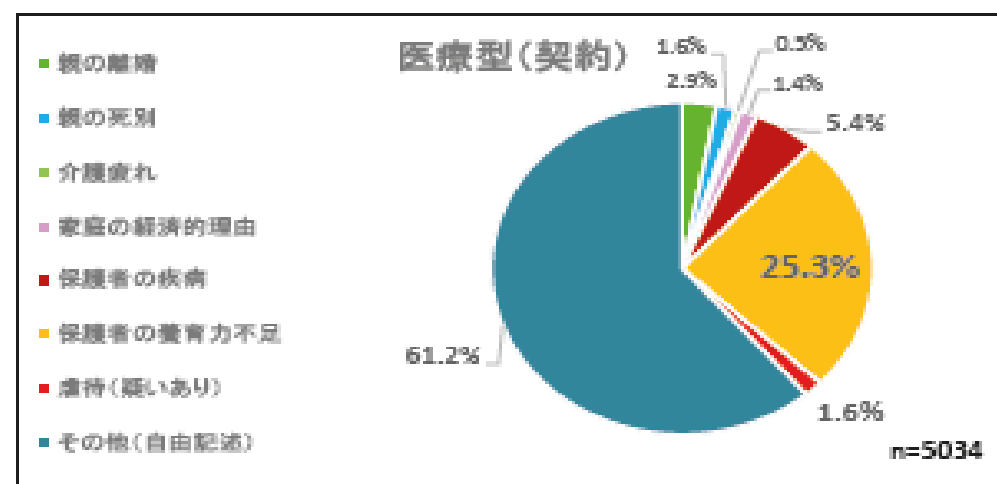
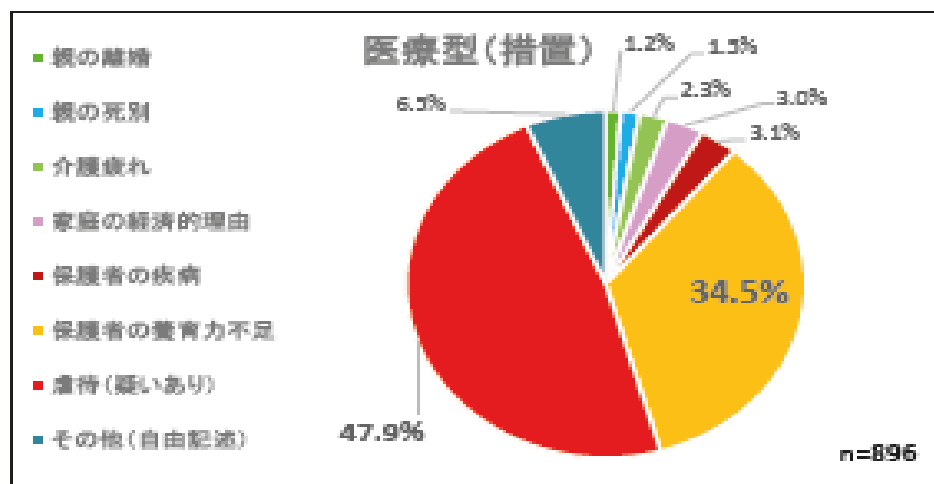
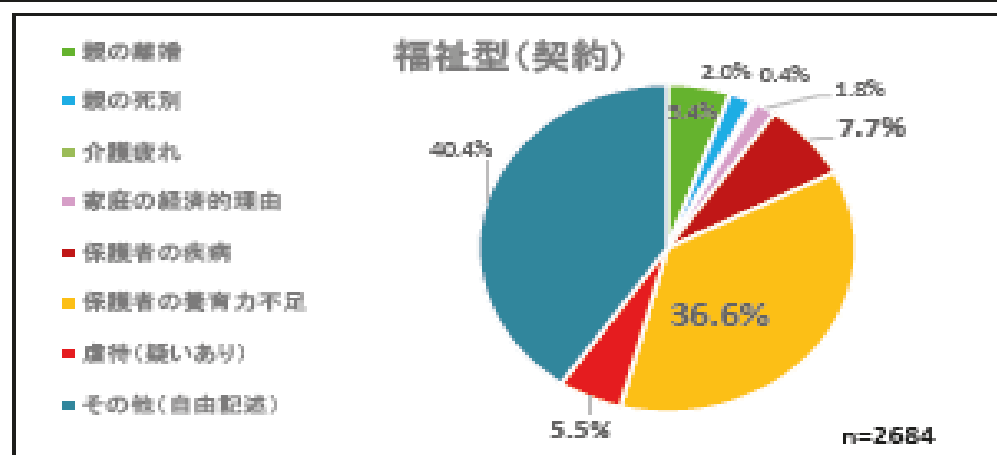
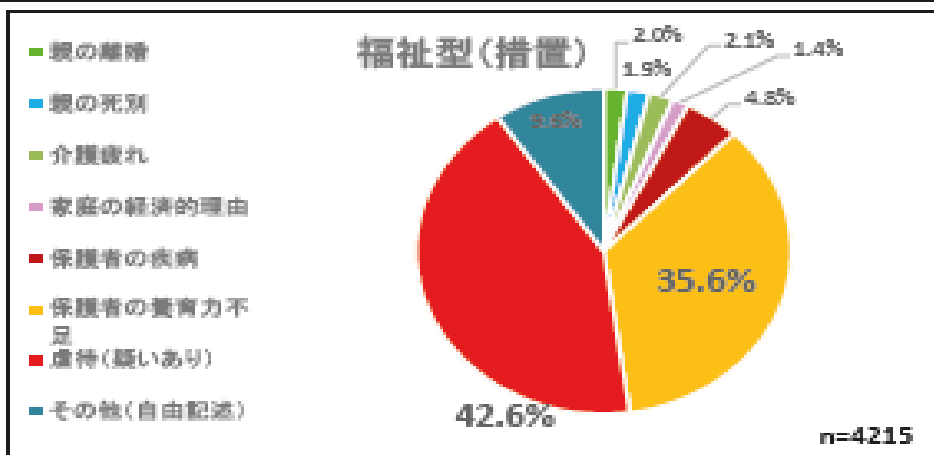
子どもの障害の状態を評価しただけでは、子どもを理解したことにはならない

I. アセスメントを実施する際の基本的な視点

障害児入所施設入所理由

現状

入所理由としては福祉型、医療型共に、措置では虐待(疑いあり)、保護者の養育力不足が多い。契約では、保護者の養育力不足が多くなっている。



児童期の支援の基本的な視点

①手帳を持たないグレイゾーンの子ども(発達が気になる子ども)に対する支援も障害児支援の役割の一つである。

→事業所は「気になる子ども」への支援を併せて行っていくべき

②乳幼児期は発達が未分化である。また医療的な課題を多く抱えている子も多い。そのため、子どもの成長・発達は周囲の環境に左右され易く、場合によっては命さえも大きな危機にさらされている時期であるとも言える。

→医療的なケア＋発達支援により、生命の維持が図られる

③家族(母親を中心に)は我が子の育ちに不安を抱え、心身共に不安定状態となりやすい。人・社会・知識・情報からの孤立状態に陥りやすい。

→不安定な状態から、判断しにくくなっていることへの寄り添い

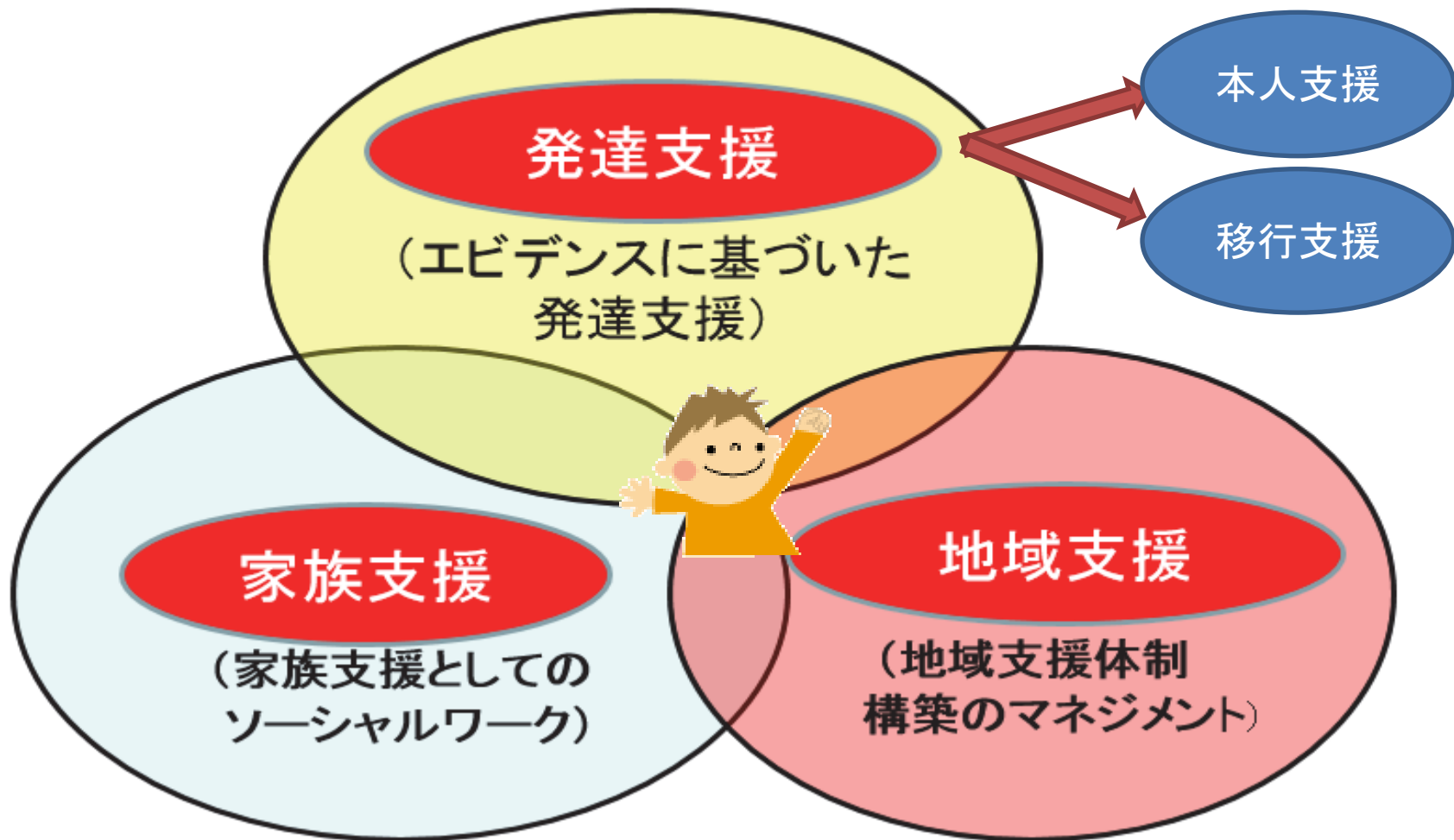
④障害またはリスクのある我が子の受容と前向きな養育体制づくりに親(家族)が第一歩を踏み出す時期である。

→家族と子どもの状態に合わせた子育て支援メニューを提案する

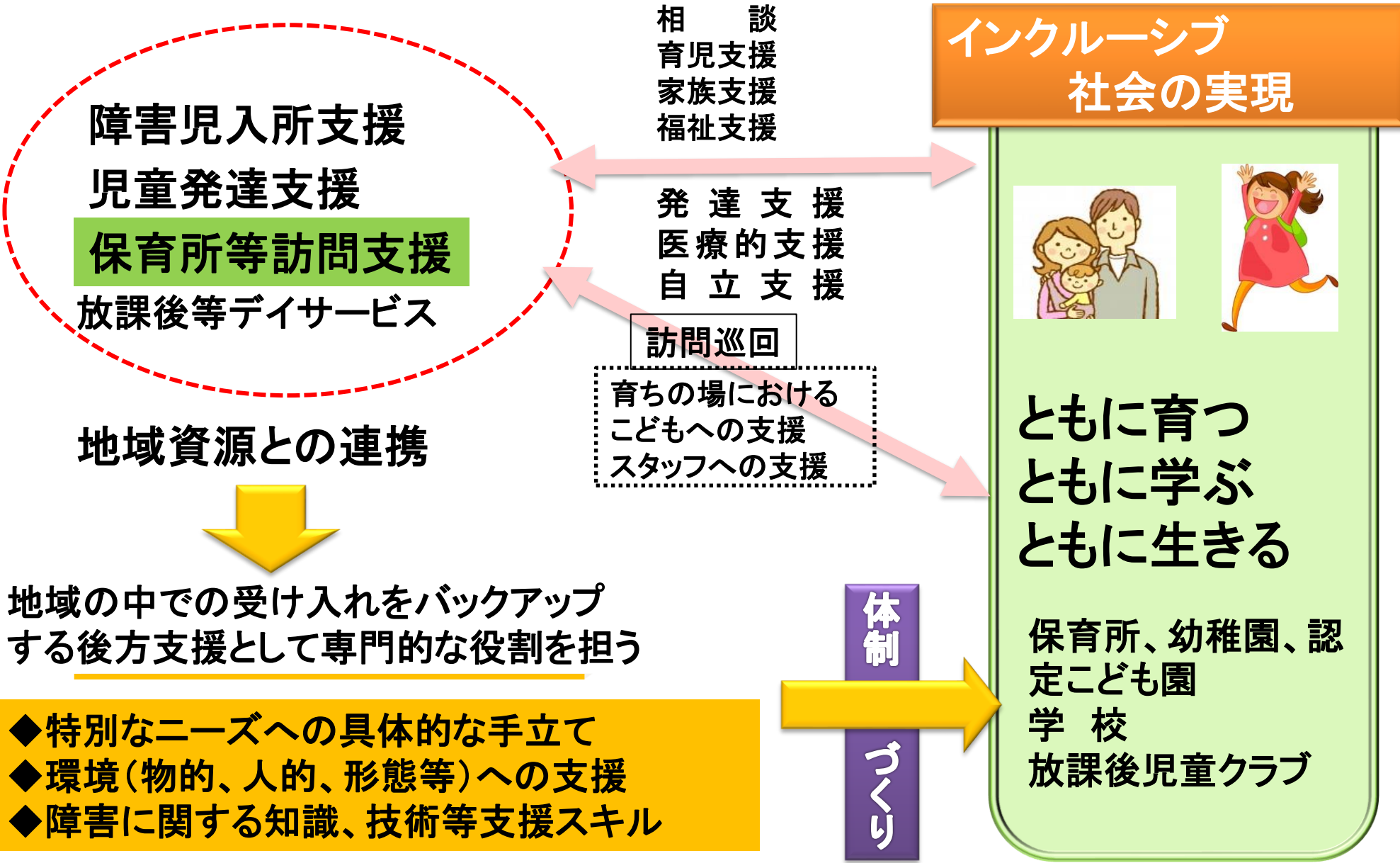
⑤発達上に注意や興味の移りやすさや多動性、もたつき、発達領域間の偏りなどのある子どもは被虐待児になり易い。

→事業所での母子の姿だけでは、見落としがちなることを意識する

児童発達支援の3つの要素



I. アセスメントを実施する際の基本的な視点～児童期の支援とは？



障害児入所支援
児童発達支援
保育所等訪問支援
放課後等デイサービス

地域資源との連携

地域の中での受け入れをバックアップする後方支援として専門的な役割を担う

- ◆特別なニーズへの具体的な手立て
- ◆環境(物的、人的、形態等)への支援
- ◆障害に関する知識、技術等支援スキル

相談
育児支援
家族支援
福祉支援

発達支援
医療的支援
自立支援

訪問巡回
育ちの場における
こどもへの支援
スタッフへの支援

インクルーシブ
社会の実現



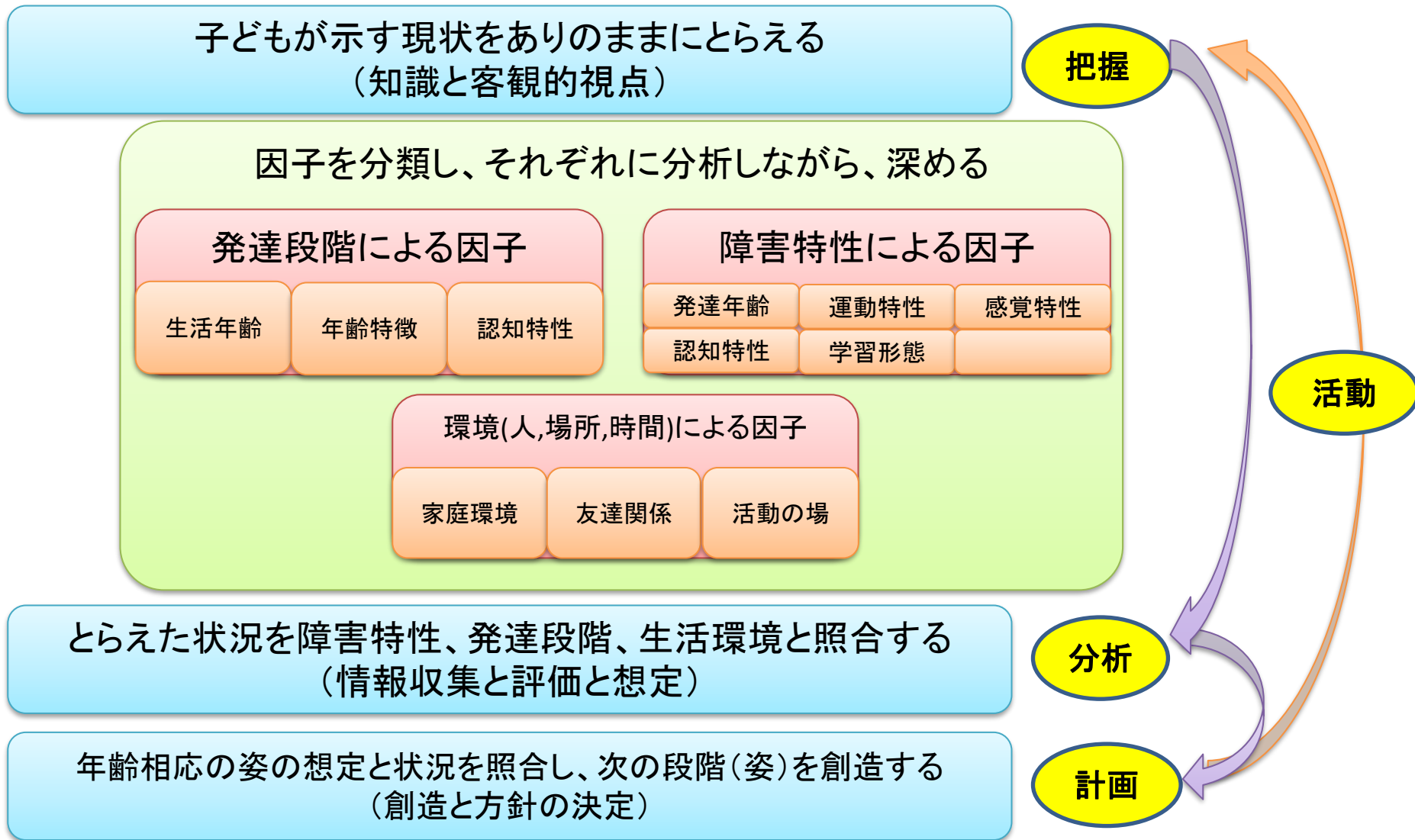
ともに育つ
ともに学ぶ
ともに生きる

保育所、幼稚園、認定こども園
学校
放課後児童クラブ

体制
づくり

1. アセスメントを実施する際の基本的な視点～子どもへの関わりに不可欠な視点とその支援プロセス

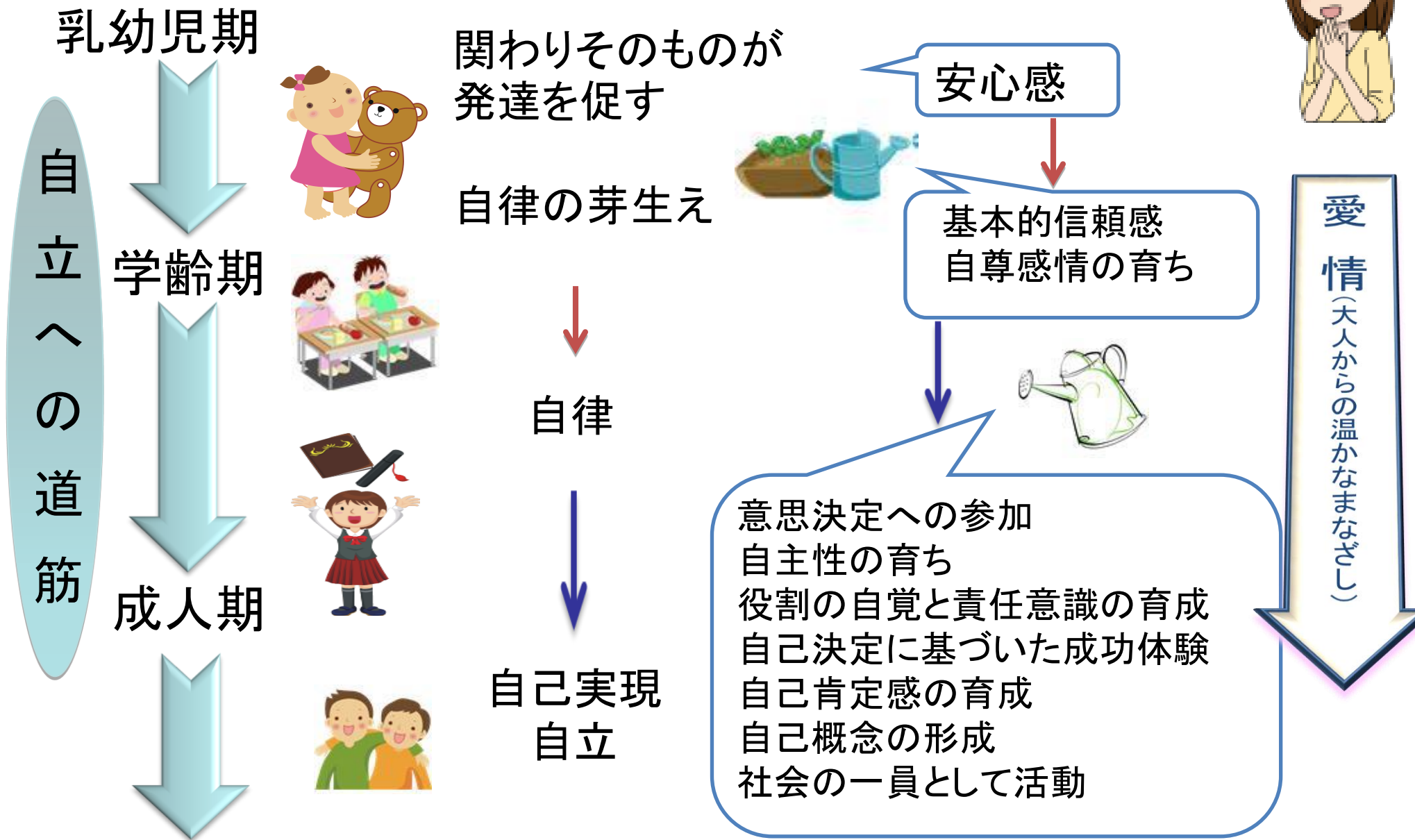
子どもの支援のプロセス



毎回の支援でも、一年間の関わりでもこのプロセスを繰り返す。
(意図をもって過「す」と自然とPDCAサイクルが生じる)

Ⅱ. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント

～①中核的な機能は、将来の自立に向けた発達支援・・・本人支援



Ⅱ. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント

～①中核的な機能は、将来の自立に向けた発達支援・・・本人支援

障害のある子どもの発達の側面から、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援。

(ア)健康・生活

- (a) 健康状態の把握
- (b) 健康の増進
- (c) リハビリテーションの実施
- (d) 基本的な生活スキルの獲得
- (e) 構造化等により生活環境を整える

(イ)運動・感覚

- (a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- (b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- (c) 身体の移動能力の向上
- (d) 保有する感覚の活用
- (e) 感覚の補助及び代行手段の活用
- (f) 感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応

(ウ)認知・行動

- (a) 視覚、聴覚、触覚等の感覚や認知の活用
- (b) 知覚から行動への認知過程の発達
- (c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- (d) 数量、大小、色等の習得
- (e) 認知の偏りへの対応
- (f) 行動障害への予防及び対応

(エ)言語・コミュニケーション

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 受容言語と表出言語の支援
- (c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- (d) 指差し、身振り、サイン等の活用
- (e) 読み書き能力の向上のための支援
- (f) コミュニケーション機器の活用
- (g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用



(オ)人間関係・社会性

- (a) アタッチメント(愛着行動)の形成
- (b) 模倣行動の支援
- (c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- (d) 一人遊びから協同遊びへの支援
- (e) 自己の理解とコントロールのための支援
- (f) 集団への参加への支援

児童発達支援ガイドラインに示された「本人支援」

発達支援におけるアセスメントの意義

• 支援に向けた対象の

理解

解釈（見立て）

仮説（手立て）

検証

「一つ一つの情報を自分なりに解釈し、それらを組み立て、生じている問題の成り立ち mechanism を構成し（まとめ上げ）、支援課題を抽出すること、あるいは、その人がどんな人で、どんな支援を必要としているのかを明らかにすること」

近藤直司(2012):アセスメント技術を高めるハンドブック. 明石書店)

- 包括的アセスメント: 多面的な情報収集する
各情報の関連性を捉える
- 発達的変化、支援の効果を評価し、その時期にあった支援内容への修正、次の支援目標・内容の作成・変更を行う
- 家族を含めた多様な関係者との共通理解を図る

発達アセスメントの視点

☆こどもの発達の全体像の把握(要因間の関連性も)

①生理的な要因(生理・医学的側面)

発達及び障害の特性、生来的な気質、疾患(診断、病歴、神経・生理学的特徴、服薬等治療方針)など

②心理的な要因(心理・学習・教育的側面)

不安、葛藤、希望、自己イメージ、防衛機制など(認知発達、言語コミュニケーション、社会・情動発達、運動発達などの発達面を含む)、反応パターン等の行動特徴

③社会的な要因(環境・社会・文化的側面)

対人関係(家族・支援者・仲間等)、関係機関のつながり、環境構成(家庭・学校等)、周囲の理解・かかわり(家族・学校・支援機関等)、周囲の期待・希望など

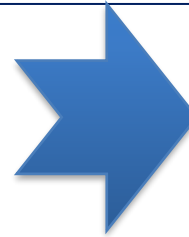
Ⅱ. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント

～①中核的な機能は、将来の自立に向けた発達支援・・・移行支援

移行支援

可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが必要

- 障害理解と受容
- 家族・本人のエンパワメント
- 家族機能の育成・回復



子どものことで気持ちの整理ができ、落ち着いてきた家族においても、移行期の時に新たな混乱が生じていくことが少なくありません。また、両親の生活・就労状況の変化、兄弟姉妹の進学等も含め、様々な気付きや家族の結びつきを振り返っていく、大切な機会と考えましょう。

なぜ「移行支援」を重視すべきか？

- 全員が通過する課題
- テーマと目標(学校等行き先を決めること)が明確
- 選択肢(学校等)が絞られている～現実的な視点に立たされる
- 日程と期間が定められている
- 家族全体の現実とそれぞれの方の思いを確認できるチャンス
- 継続的に振り返りができる(結果検証)

Ⅱ. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント

～②家族支援・・・親・家族を含めたトータルな支援

子どもの適切な発達環境を整えるために、
親・家族支援を大きな柱とする。

そのために・・・

◆発達課題や障害特性への理解を深め、具体的な手立てと見通しを持った取り組みを通して、「障害受容」を支える。

複数名以上で検討を重ね、適切なアセスメントの後に・・・

親が我が子の障害とその特徴を理解していくための支援

障害のある我が子の発達支援の意味と意義を理解し、子どもの緩やかな成長を喜びとして受け止められるようになる支援

親・保護者が子どもの成長の要であることを自覚し、家庭生活の中にこそ、成人期以降に生活していく力を培う機会があることを、温かく何度でも伝えていく支援

親・家族が抱えている生活上の問題、親自身の価値観や子ども状態の受け止め方や理解の仕方、兄弟姉妹も含めた様々な悩み等も考慮した上で、ベストではなく、ケースに応じたよりベターな選択肢や暮らしの工夫を提案していく支援

子どもがより成長していくために！

Ⅱ. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント

～②家族支援・・・親・家族を含めたトータルな支援

②家族支援・・・親・家族を含めたトータルな支援

を実施する上で必要なアセスメントとは？

◆保護者のニーズは、子どもの発達のために必要な支援に結びついていくのか？

☆保護者の訴えに対応することで、子どもが得られることは何か？

☆保護者の悩みや心配事に丁寧に対応することが、子どもが本当に必要としている支援は何であるかを一緒に考えていく機会となっているのか？

☆子どもの発達状況と、子どもの将来像を見通したうえで、いつまでが自事業所のゴールなのか、職員間で確認できているか？またその支援は、自事業所でしか受けられない支援なのか？

◆保護者を中心とした支援は、いつまで必要なのか？

☆保護者の訴えや悩みを適切な頻度で、直接面談をして聴き取っているか？

☆保護者のストレスの状態とその変化について、職員間で話し合っているか？

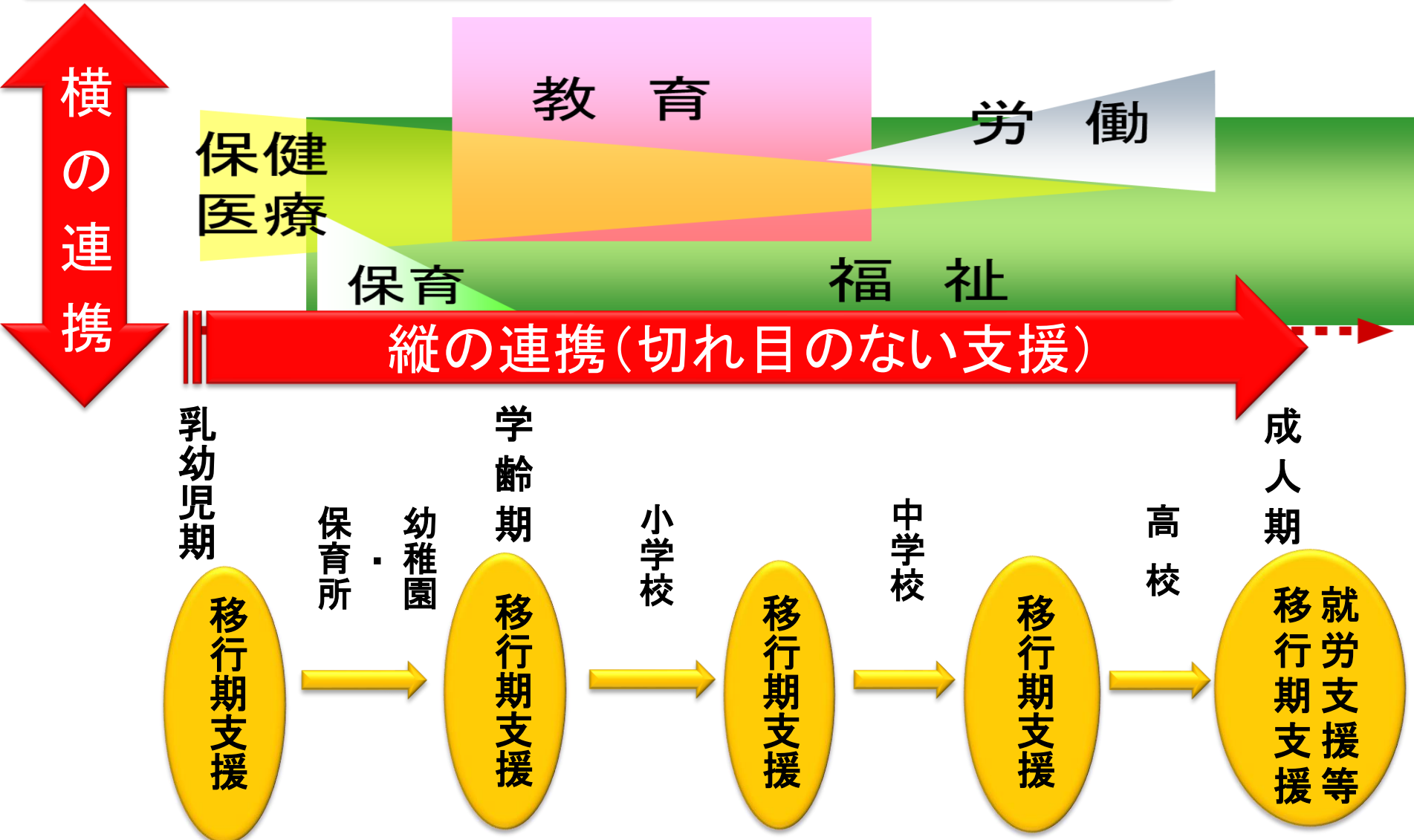
☆今後生じると予想される保護者のストレスや悩みに対し、事前にその対応策を考えているか？

◆保護者への支援は、地域の中でどう展開され、連携されているか？

☆子育て支援のための関係機関や地域の社会資源との連携の中で、自事業所の役割はどの部分を担っているのかが、事業計画等で示されているのか？

☆これまでに地域で機能していた有効な支援が、自事業所が機能したために後退してしまうようなことはなかったか？

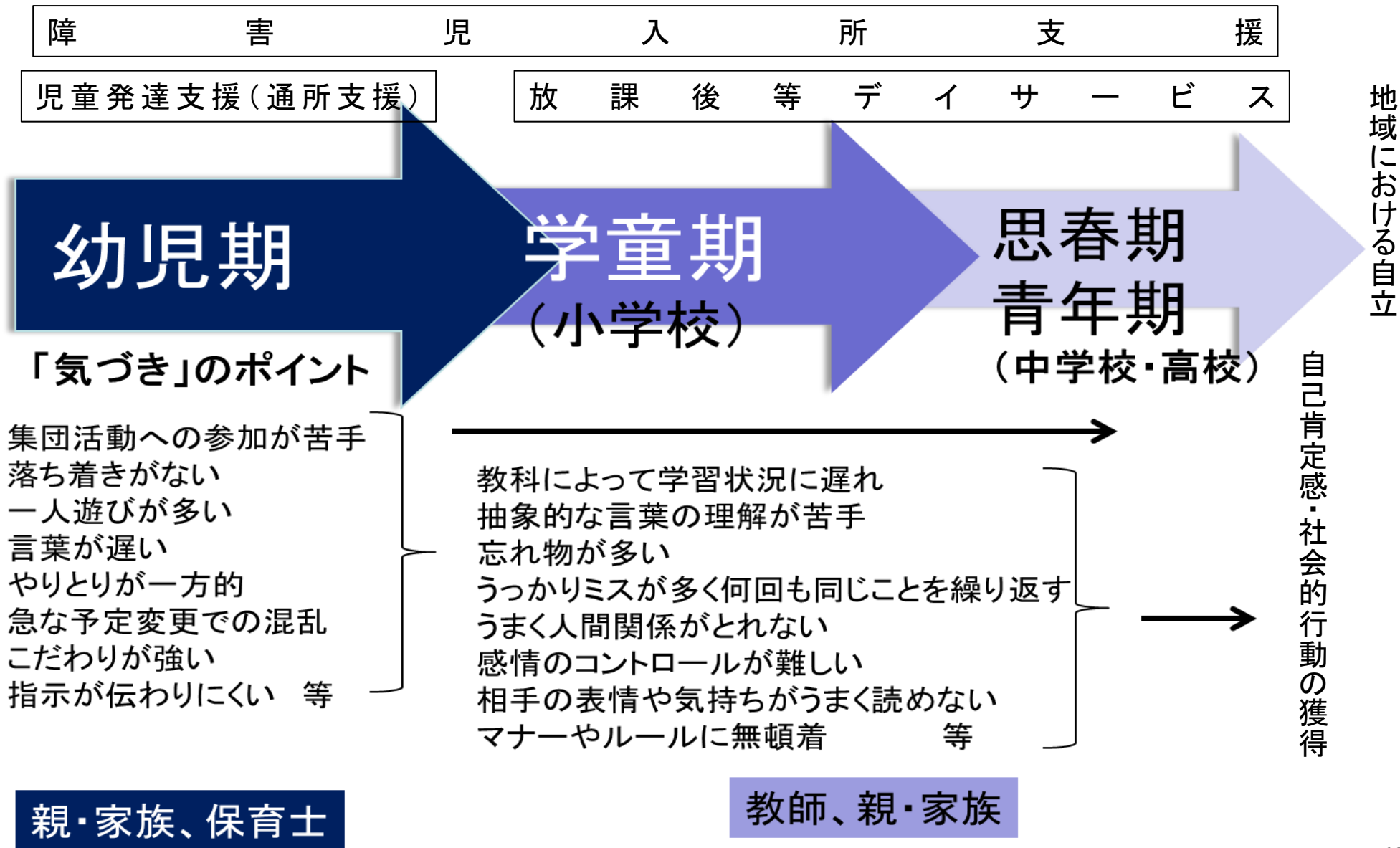
Ⅱ. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント ~③子どものライフステージに応じた一貫した支援



連携とは支援者同士のためではなく、子どものために必要な情報を、必要なだけ共有していくことに留意！

子どもの将来の幸せを考えた個別の支援計画、サポートファイルの活用

Ⅱ. 児童発達支援におけるアセスメントのポイント ～③子どものライフステージに応じた一貫した支援



地域連携について

◇「気になる」段階から気軽に保護者からの相談に応じたり、子どもへの療育が提供できる身近な場となる。

- 一つの事業所で支援は完結してはならない(子どもは地域の宝)
- 診断を受けないと利用できないことを前提としない工夫

◇家族支援を含め個々の状況に応じた療育や発達への支援が、地域の支援システムづくりにつながることを意図して支援を提供する。

- 子どもが通過していく機能を果たすための利用前後の時期の連携
- 地域の中での役割の明確化(事業所の一方的な主張ではない)

◇サービス担当者会議への参加等、より積極的な地域連携を心がけ、発達支援の地域拠点として機能発揮する。

- 地域と子どもとの接点を常に探っていく
- 個別支援計画においては、集団活動での参加状況や、集団活動に参加していくための効果的なやり方を常に確認し、その可能性を探る
- 地域の中にいる子どものための人材を見つけていく

Ⅲ. 児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～課題の整理

◎課題の整理で大切な視点

- ・ 主語を明確にすること
- ・ 事実と思い・推測を区別すること
- ・ 全体と部分(生活、発達等の要素)をみること
- ・ 発達の順序性と非順序性(非定型)の視点
- ・ 発達における関係性のベースづくり、発達の方向性、相互関連性の視点
- ・ 学習(誤学習と未学習)の視点
- ・ 得意・強みと苦手・弱さの視点
 - ⇒ 苦手・弱さをリフレーミングすることで、支援の視点に気づくことがある: 必ずしも悪いことではない、できている部分もある、支援に活用できるいい部分がある・・・)
 - ⇒ できている部分を伸ばす、活用する、発展させる
- ・ 多様な関係機関との役割分担と協働の視点
 - ⇒ 事業所としてのコンセプトと照らし合わせること

⇒ アセスメントの要約をする(100～200文字程度)

Ⅲ. 児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～課題の整理

ニーズ・課題の整理表作成時の留意点(例)

		利用者名 さん		
No	発達ニーズ・意向等の把握	初期状態の評価 (利用者の状況・環境の状況)	支援者の気になること ・推測できること (児童の強み・可能性)	解決すべき課題
発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰」欲したニーズかを明確に記載し整理することがポイント。 例えば、①保護者のニーズを子どもが欲したように書かないこと、②支援者から見た発達ニーズ(感覚ニーズや運動ニーズ)もわかること 		<ul style="list-style-type: none"> ・「支援者が気になる」等と思う根拠は何！ ・障害特性や家族像、地域資源等の一般的なイメージから推察される「強み・可能性」の記載にとどまらないこと ・より個別性を持たせるため、具体的に記載する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「支援者の知識と技量があからさまになる」 ・左記のニーズの把握、状態の評価の内容を基に論理的に記載できるか！
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、聞き取り表、モニタリング情報等に記載されている状況で左記に挙げたニーズに該当する文言をそのまま抽出する。 ・すでに参考とする書類の記載者(保護者、相談支援専門員、職員等)の主観のもとに記載されている可能性が高いことに留意して読み取る 			<ul style="list-style-type: none"> ・左記のニーズの記載内容と主語が一致するとは限らない。解決すべき課題の主語を明確化することでどこにアプローチすべきかが定まる ・ここで挙げられた記載内容が、「個別支援計画」の具体的な到達目標となりうる
地域連携				

Ⅲ. 児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～ニーズの把握

ニーズの把握、課題の整理

- 本人のニーズ(本人が求めること、経験させるべきこと)をとらえる。
- **家族のニーズ**をとらえる。
- 生活の中から、「ありのままの」現状をとらえる。
- 背景となる発達上の課題、障害特性による課題をとらえる。
- 家族での生活の現実的、具体的場面を想像する。
- こどもの力や強みをとらえる。
- **家族の持つ力**をとらえ、子育て環境をとらえる。
- 「なぜ！」を意識して分析する。なぜ、課題と思うか？ **なぜ、できないか？**

Ⅲ. 児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～ニーズの把握

児童期における主訴とは？

解決すべき順番は？ 支援すべき相手は？ 寄り添うべき相手は誰？

ことばが遅いのではと、親戚に言われました。私は心配していませんが…。



とは言っているお母さんの頭の中は…

- ★ホントは私も心配！
- ★もっと夫も気にしてほしい！
- ★言葉のことより、買い物の際に大変なの！
- ★私一人で子育てしているような気がするの！
- ★今度同窓会があるけど、参加したい！
- ★眠い！ たっぷり寝たい！
- ★姑とうまくいかない！

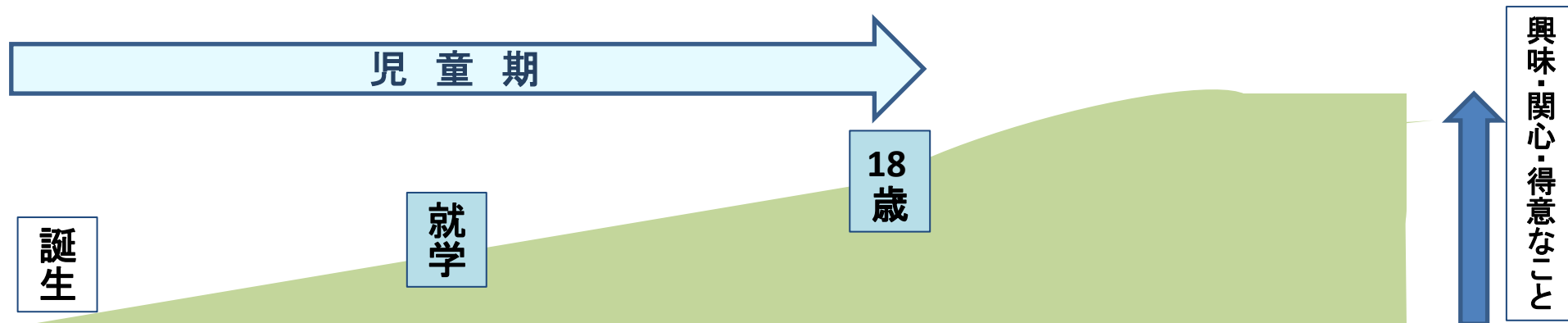
等々

ジュースおかわり！
車に乗せて！
抱っこして！…



児童期におけるストレングスアセスメントの留意点

その子どもの興味・関心や得意なところを活かしていくという視点が重要であることには変わりありません。



- ◎幼い年齢であるほどに、興味・関心や得意なことは見つかっていません。
- ◎児童期の支援は子どもの興味や関心が広がるような適切なアプローチが大切です。
- ◎関心がありそうに見えることが、決して好きなわけでも、得意なわけでもないことがあるということを、特に児童期の支援では理解しておかなければなりません。
- ◎発達段階に関する定期的な評価と、子どもの良いところを見つけるために、どのような課題がきっかけとなり、どのような経験を重ねるかを常に再評価していくことを重要です。

Ⅲ. 児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～個別支援計画

個別支援計画作成時の留意点(例)

利用者名 _____

作成年月日: _____ 年 ____ 月 ____ 日

○到達目標

長期(内容、期間等)	
短期(内容、期間等)	

- ◎どのような子どもに育ててほしいかを保護者とともに
- ◎ワクワク、ドキドキ感のある計画になるように本人とともに
- ◎具体的な到達目標とリンクさせることが必要
- ◎具体性は必要だが、気持ちの在り方や育む力など緩やかな表現も
- ◎長期目標は約1年、短期目標は3～6か月で設定

○具体的な到達目標及び支援計画等

項目	具体的な到達目標	支援内容 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先 順位
		支援期間終了後(モニタリング時)に到達しているであろう「子どもや家族の様子」を記載 【主語は子ども・家族】			
		言葉で発せられるニーズだけでなく、子どもの成長に必要な「発達ニーズ」も検討して目標を設定			
				到達目標に掲げた子どもや家族等の様子になるよう、事業所がどのような「専門的な支援」、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載。家族支援および地域支援の場合も具体的働きかけを記載 【主語は事業所】	
				※ モニタリング時に、事業所の支援の質、力量が問われる⇒達成できなかった場合は子どもや家族、地域のせいではなく、事業所の目標設定や支援内容が悪かったと評価する	

- ・発達支援と家族支援と地域支援の割合は3:1:1を目安に設定。項目欄は、発達支援では発達の領域(運動、遊び…)に記載してもよい⇒アセスメントと直結
- ・「ニーズの整理票」で作成したニーズ、発達課題等を書けるよう欄を追加してもよい。
- ・ガイドラインの支援項目を意識するとよい(前頁のように表記も)

総合的な支援方針

- ◎事業所として、どのようなコンセプトで支援していくのかも含めて書けるといい(どのような子どもに育ててほしいのか、育てたいのかなど)
- ◎全体の活動のねらいとの関係がわかるといい
- ◎子どもの育ちにいいことがわかるといい
- ◎支援の見通し、イメージが持てるように(1年ではない長いスパンでの見通しも含めて)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

利用者氏名 _____

印

児童発達支援管理責任者 _____

印

Ⅲ. 児童期の個別支援計画の作成におけるアセスメント～個別支援計画例

(注:ガイドラインで示した支援内容の項目の記載例です。個別支援計画の見本ではありません。)

個別支援計画 (ガイドライン項目の記載例)

参考資料3

子どもの名前 Y・K さん

作成年月日: H● 年 ● 月 ● 日

○目標	長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒に活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
	短期目標	食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

○具体的な目標及び支援計画等

項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
発達支援 【健康・生活】	食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という達成感をえましょう。	お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。	本人支援の(ア)健康・生活のb-(d)	3か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【言語・コミュニケーション】	自分の気持ちを、少しずつことばサインで伝えていきましょう。	午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。	本人支援の(エ)言語・コミュニケーションのb-(b)、(c)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【人間関係・社会性】	友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみましょう。	午前の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通じて、集団を意識できるよう支援します。	本人支援の(オ)人間関係・社会性のb-(c)、(e)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	2
移行支援	Y・Kくんの今後の目標など、月に1回程度併行通園先の保育所の先生と一緒に話し合います。	併行通園先の保育所と、定期的に、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園先の保育所の先生にも参加いただくことにしています。	移行支援の(イ)-(e)、(f)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、保育所の担当先生	1
家族支援	Y・Kくんについて3月に1回、話し合う機会をもちます。	保護者面談の時間を3か月に1回に設け、当所での様子を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとへの助言を行います。	家族支援の(イ)-(ア)、(イ)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、お母さん	3

事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などを自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になることを目指します。

平成 29年 月 日 保護者氏名 _____ 印 児童発達支援管理責任者 _____ 印

個別支援計画は様々な視点からアセスメントを重ねた結果であり、反映されたもの！

IV. まとめ～児童期の支援におけるアセスメントのポイント

児童発達支援ガイドラインの構成について

現状

○ 児童発達支援の事業所で行われている支援の内容が多種多様で、質の観点からも大きな開きがあるのではないかと懸念されている。

ガイドライン策定の目的

○ 児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定する。

ガイドラインの構成(案)

【障害児支援の基本理念】

- ・障害児本人の最善の利益の保障
- ・地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- ・家族支援の重視
- ・障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための専門的役割の発揮

【支援の内容(提供すべき支援)】

- ・本人支援
(健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言葉・コミュニケーション、人間関係・社会性)
- ・家族支援
- ・地域支援(連携を含む)
- ・移行支援

【運営の留意事項】

- ・児童発達支援計画の作成及び評価
- ・併行通園先や地域等との連携
- ・支援の提供体制
- ・支援の質の向上と権利養護

提供すべき支援

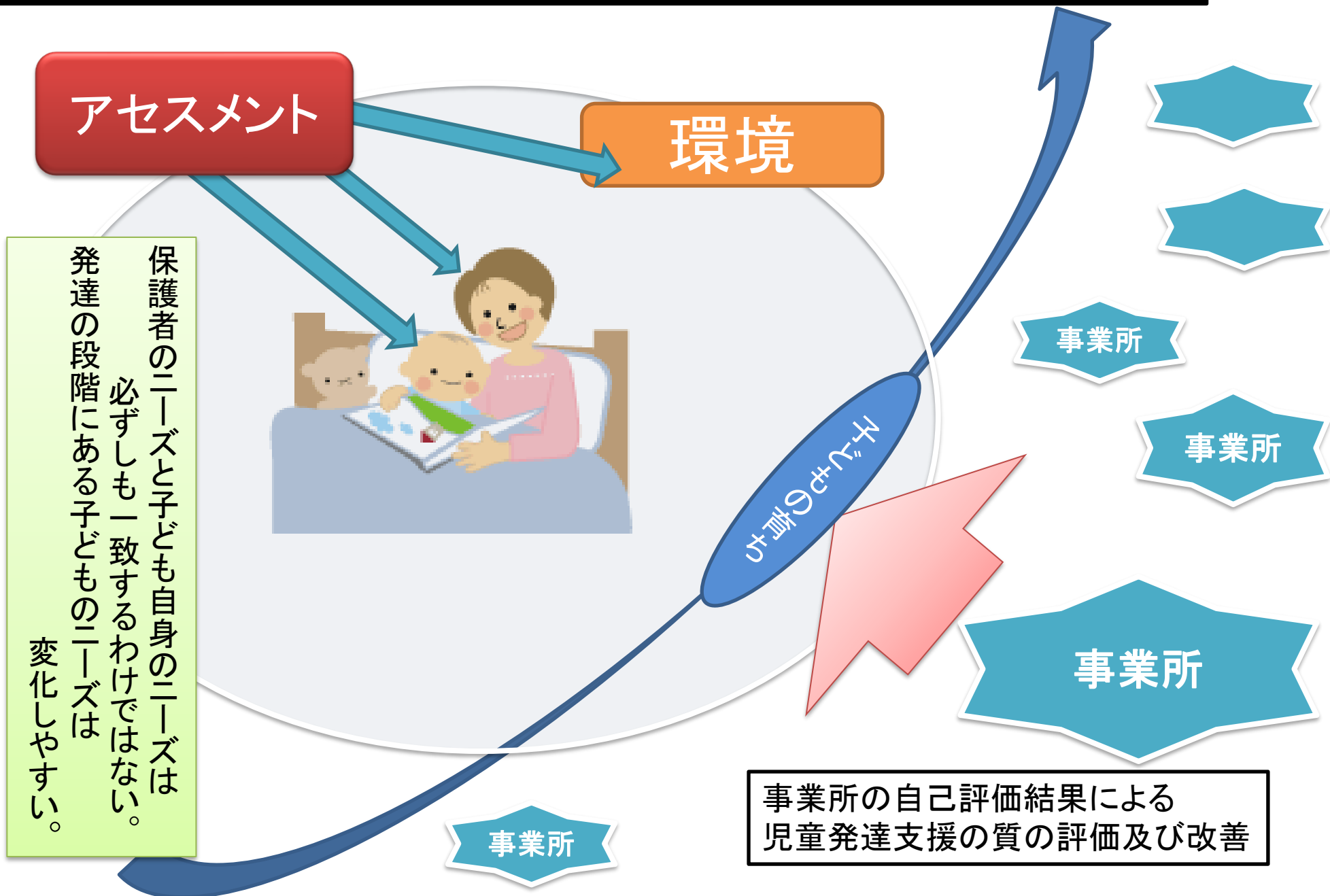
支援に活用

- ①アセスメントの際の課題の整理のために活用
- ②提供すべき支援の内容を踏まえた個別支援計画の作成の際に活用
- ③支援の効果の評価の際に活用

支援の評価に活用

○ 保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することにより、児童発達支援の質を確保する。

IV. まとめ～児童期の支援におけるアセスメントのポイント



<参考>

**発達障害児・者への支援における
アセスメントのポイント**

(参考資料) 害児が利用可能な支援の体系

(注)利用者数及び施設・事業所数は平成28年3月現在の国保連データ

サービス名		利用児童数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	9,267	19,324
	同行援護	156	6,063
	行動援護	2,627	1,521
	重度障害者等包括支援	0	9
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	7,242	4,174
障害児通所系	児童発達支援	83,678	3,931
	医療型児童発達支援	2,611	99
	放課後等デイサービス	120,052	7,835
	保育所等訪問支援	2,358	412
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	1,731	190
	医療型障害児入所施設	2,118	186
相談支援系	計画相談支援	1,047	6,966
	障害児相談支援	36,503	3,381
障害者総合支援法			
児童福祉法			
支援法			
児福祉法			

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	113,110	6,365
		医療型児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	2,311	96
		放課後等デイサービス ● 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	205,183	13,052
居宅訪問型児童発達支援 ● 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う		47	25	
保育所等訪問支援 ● 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う		4,927	689	
福祉型障害児入所施設 ● 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う		1,579	186	
入所系		医療型障害児入所施設 ● 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,992	189
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 ● 児 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 	140,314	8,144
		障害児相談支援 ● 児 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	41,028	4,429
		地域移行支援 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	680	367
		地域定着支援 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,255	546

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）
 (注) 1.表中の「者」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、平成31年1月サービス提供分（国保連データ）

基本理念

- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

相談支援の推進

支援に関する
情報の共有化

児童相談所等との
連携

支援者の専門性
の向上等

障害児入所施設の現状

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

速報値

	指定事業所数	入所児童数(現員)		
		児童	18歳以上	合計
福祉型	260	5,444	1,500	6,944
医療型	268(88)	3,283 (838)	18,141 (6,866)	21,424 (7,704)

	福祉型					医療型				合計
	知的児	自閉児	盲児	ろうあ児	肢体不自由児	自閉児	肢体不自由児	重症心身障害児		
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528	
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874	
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368	
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727	
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549	
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178	
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641	

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている。

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

障害児支援の基本理念

(1) 障害のある子どもも本人の最善の利益保障

児童福祉法第2条第1項「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定。障害のある子どもの支援を行うに当たっては、その気づきの段階から、障害の種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要である。

(2) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮

障害のある子どもの支援に当たっては、子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。また、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるようにしていくことが必要である。障害のある子どもへの支援に当たっては、移行支援を含め、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められる。

(3) 家族支援の重視

障害のある子どもへの支援を進めるに当たっては、障害のある子どもを育てる家族への支援が重要である。障害のある子どもに対する各種の支援自体が、家族への支援の意味を持つものであるが、子どもを育てる家族に対して、障害の特性や発達の各段階に応じて子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行うことにより、子ども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

(4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

障害のない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められる。このため、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、子育て支援における育ちの場において、障害のある子どもの支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要である。また、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

アセスメントの前に：児童期の特徴

児童期特有の事項

- 背景(育ちと関わり)がその後の障害像を左右するなど、養護性の高い時期である。
- 進学や進級等の「移行期」の連続する18年間である。
- 子どもの時期における意思決定支援、子どものニーズについての解釈は、未だ深い論議ができていない。

⇒未発達である段階において、子どもの「現在の生活」から、その子の強みを見つけていくだけの評価では粗すぎます。

機関や関係者の連携

- 医療、福祉、教育等の分野や機関の数が多い。
- 年度毎等刻々と連携先が変化し、中心となる機関が変遷する。

アセスメントの前に：児童期の特徴

対象の違い

- 障害が未確定な段階や障害者手帳対象外であっても支援対象になりうる。
 - 障害種別においては全障害が対象である。
- ⇒したがって、学ぶべき知識が膨大です。

発見と支援（特に発達障害と軽度知的障害）

- 早期発見の体制は整備されつつある。
 - 早期発見後の支援体制は整っておらず、地域格差が大きい。（支援対象としての認識の格差も影響）
- ⇒発見や指摘後の家族の不安と混乱は相当なものです。

アセスメントの前に：児童期の特徴

家族支援

- **子どもが低年齢なほど家族支援にかける時間が必要**
(特に母親との話し合い)
 - **父親との面談、兄弟姉妹への配慮、祖父母への障害に関する説明等も含め、関わるべき家族は多い。**
- ⇒特に診断直後は家族の不安と混乱に、繊細な配慮が必要です。
- ⇒最新のわかり易い情報提供と、選択肢の中で悩む保護者の気持ちの揺れに時間をかける必要があります。
- ⇒情報の把握と更新が頻繁に必要です。

障害児・者のライフステージと各時期の中心的な課題の例

胎生期		胎生期における母親の不安への支援
新生児期(主として2か月まで)		先天性障害の告知とフォロー、治療・訓練の方針提示、家族への支援
乳児期(主として0～3歳未満)		健康診査後のフォロー、家庭における子育て、機能訓練、豊かな感覚的な遊びの体験、親子療育の開始、家族の障害受容のための支援
幼児期	前期(主として3歳～5歳未満)	発達段階に応じた遊びを通じた達成感の経験、集団での療育、地域の集団への参加の可能性、子どもに応じた複数の発達アセスメント
	後期(主として5歳～就学まで)	就学に向けての支援、豊かな遊びを通じた対人関係の構築と生活体験の広がり
学童期		能力に応じた臨機応変かつ適切な教育の提供、将来に向けて必要な生活体験、性教育、意思伝達・表現及び選択する機会、進学に向けた支援、卒業後に向けた支援、就労支援
青年期	前期(主として18～20歳)	地域・就労定着支援、本人のストレンクスを活かした本格的な相談支援の開始
	後期(主として20歳代)	余暇・休日の過ごし方、適切な就労先の見直し、一人暮らしへの支援、本格的な意思決定支援の開始及び自己決定された暮らしの提供
成人期	前期(主として30～40歳代)	地域のイベントへの参加、地域での居場所づくり、趣味を増やすための支援
	中期(主として50歳代～65歳未満)	体力と本人の意欲に応じた生活の見直し、高齢期に向けた準備、保護者が後期高齢の年齢になっていることへの対応
	後期(主として65歳以上)	介護との連携、自己決定された暮らしが継続されているかのチェック

児童期の特徴の一つは、アセスメントの細かさ！

「因子を分類し、それぞれに分析しながら、深める」

「深める」とは、見極めることであり、
子どもの頭と体で起きていることを知ろうとすること

子どもだからこそ、できないことはたくさんある！「できないこと」の主となる要因は、いくつか絞られる。

発達検査は必要に応じて行い、実生活の中でその結果が適切かどうかを確認しながら、どの部分を伸ばしていくと良いのか、ケース検討を重ねていく。

各因子が相互に影響し合いながら、障害が形成されているが、短期間でその影響の度合いに変化が生じることに留意する。

「児童発達支援」の内容

※以後、資料に示す「児童発達支援」とは、児童発達支援センターや児童発達支援事業所における児童発達支援ではなく、児童発達支援管理責任者における広義の「児童発達支援」である。

- **児童発達支援は、障害のある子どものニーズに応じて、「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」及び「地域支援」を総合的に提供していくものである。また、児童発達支援は、障害のある子どもの個々のニーズにあった質の高い支援の提供が必要であり、そのためには、児童発達支援センター等において、子どもそれぞれに児童発達支援計画を作成し、これに基づき、標準的な支援を提供していくものである。**
- **この児童発達支援計画の作成に当たっては、標準化されたツールの活用も含め、子どもの多様なニーズを総合的に把握するためにアセスメントを行うことが必要である。この際は、子ども本人の発達等の状況や家族・地域社会の状況のみならず、子どもや家族の意向を適切に把握することが必要である。**

児童発達支援の内容

- このアセスメントを踏まえ、児童発達支援計画に、子ども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために必要な支援について、「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」及び「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目を適切に選択し、その上で、具体的な支援内容を設定するものである。また、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、児童発達支援計画の中に常に明確になっていることが必要である。適切な支援を提供するためには、適時のモニタリングにより、必要な支援の検討・改善を行うことが必要である。このためには、児童発達支援計画の見直し等を行う支援の一連の流れ、すなわちPD CA サイクル(Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)で構成されるプロセス)が必要である。

障害児支援の方法

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 一人一人の子どもの発達や障害の特性について理解し、発達の過程に応じて、個別又は集団における活動を通して支援を行うこと。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- エ 子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

障害児支援の方法

- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。
- カ 子どもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- キ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自己選択、自己決定」等も踏まえながら、子どものできること、得意なことに着目し、それを伸ばす支援を行うこと。
- ク 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

児童期における発達アセスメント

- 児童発達支援ガイドラインに示された本人支援の項目は、5領域、30項目。それぞれの項目ごとに、子どもの状態がどうなのかを記録できているかは、子どもを支援していく事業所として機能しているかどうかの目安。
- 事業所が提供する支援内容について、楽しめたか、参加できたか、他の子どもと協調できたかだけの評価であったり、「おやつを食べました」「トイレに行きました」「落ち着いて過ごされていきました」「笑顔が見られました」といった報告しか家族にできないのでは、児童期の支援としてどうなのか？

発達障害者支援法の概要

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年4月 施行
平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）	就学中（学童期等）	就学後（青壮年期）
<ul style="list-style-type: none">○乳幼児健診等による早期発見○早期の発達支援	<ul style="list-style-type: none">○就学時健康診断における発見○適切な教育的支援・支援体制の整備○放課後児童健全育成事業の利用○専門的発達支援	<ul style="list-style-type: none">○発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保○地域での生活支援○発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等

発達障害者支援法の基本的視点

○ 発達障害の特性を知ることと特性に応じた支援を行うこと

- ・現場において支援や対応の困難な人たちの中に、発達障害の方が含まれることを想定すること【気づき】 * M-CHAT、PARSなどの活用
- ・発達障害の特性を理解すること【知識】
- ・その上で、個々の特性(社会適応状況の評価、感覚過敏の状態など)を把握すること【アセスメント】
- ・本人の困り感と要因を確認すること(将来も想定して。周囲の環境刺激や指示・対応等を分析することが基本)【支援課題の把握】
- ・特性、困り感に応じた対応・支援を行うこと【支援の工夫】

○ 様々な制度、機関、人を活用すること

- ・本人や家族の「生活全体」を念頭においた支援を行うこと【総合支援】
- ・そのために、本人や家族に身近に関わる者から専門的支援を行う者で、支援者が「一つのチーム」になること【チーム支援、支援体制】
- ・関係者同士の「情報共有(横連携)、引き継ぎ(縦連携)」を、強く意識すること【情報共有】

「発達障害」の本人支援

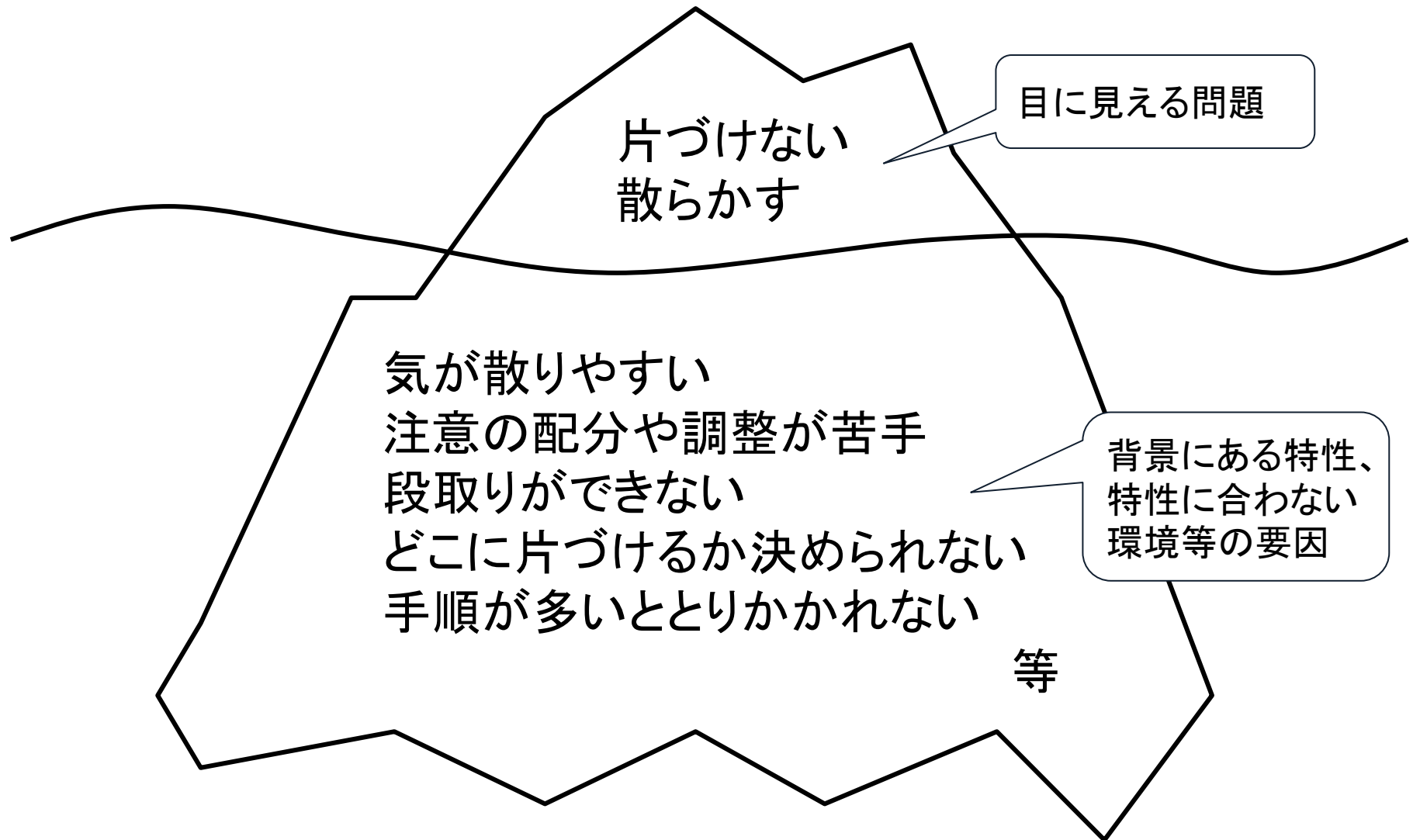
◎支援の目的:

- ・二次的な問題の予防 : 生きづらさの解消
- ・よりよく生きていく : 良さを活かす、いい経験の蓄積

◎支援の基本的姿勢

- ・発達障害、特性をなくそうとは考えない
- ・特性や環境のアセスメントをしっかり行う
 - ⇒課題の分析(問題の背景を探る: 氷山モデル)
 - 特性に応じた環境の構成・調整
 - ソーシャルスキルと自律スキルの獲得
- ・安心感(愛着・養護)、満足感(楽しむ)、達成感(できた)、有用感(役に立つ)を大切に⇒自己肯定感

行動を特性から理解する(冰山モデル)



配慮すべき特性と工夫の例

- ・感覚(五感・前庭覚・固有覚等の敏感／鈍感)
- ・注意の配分や調整の苦手さ(転導性、不注意)
- ・複数処理・同時処理の困難さ
- ・全体よりも部分への反応しやすさ
- ・聴覚よりも視覚優位
- ・視覚認知の苦手さ(表情の読み取り等)
- ・読み書き、計算の苦手さ
- ・強い集中、切り替えの困難さ
- ・見通しの持てなさ
- ・整理の困難さ、段取り、優先順位づけが困難さ
- ・過去の経験参照の苦手さ
- ・感情や行動のコントロールの苦手さ
- ・協調運動が苦手、不器用さ
- ・自己肯定感の低さ、傷つきやすさ

等

- ・環境の調整
(苦手な刺激を減らす)
(気が散らない工夫)
- ・強い刺激の調整
- ・適度な刺激を入れる
- ・安心できる空間やグッズ
- ・視覚提示:目で見て解る
- ・一つずつ順番に伝える
- ・処理できる速度と量
- ・思い出せる手掛かり
- ・始めと終わりがわかる
- ・見通しが持てる工夫
- ・いつ、どこで、何をすればいいかがわかる工夫
- ・手順等の工夫

等

「発達障害」の家族支援

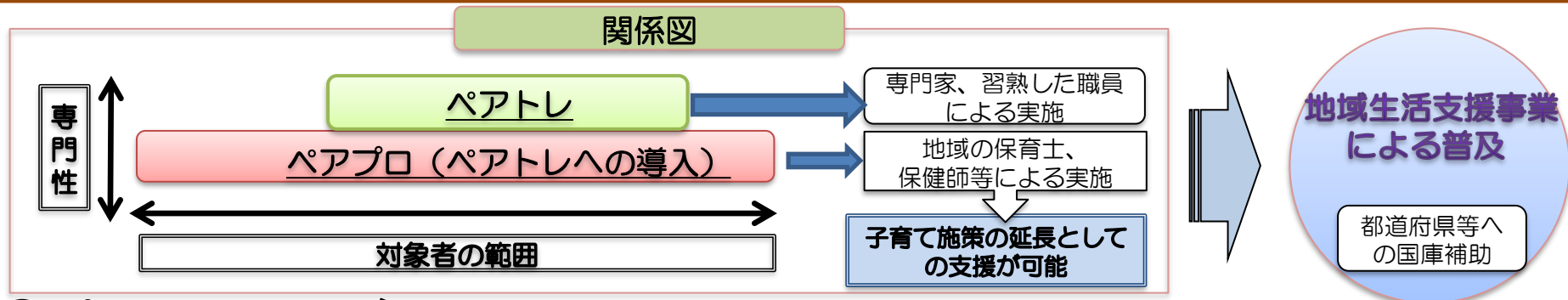
◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

・ペアレントトレーニング(ペアトレ)

親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。

・ペアレントプログラム(ペアプロ)

地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てている。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

支援の内容等

ペアレントメンター

- 条件
 - ・自分も発達障害者の親
 - ・しかるべき人からの推薦
 - ・守秘義務への同意
- 等

- ・経験を共有
- ・必要な情報を提供

親

- ペアレントメンターの紹介が必要となる状況の例
 - ・診断を受けた後に不安や悲しみを感している
 - ・支援を受けるまでの順番待ちをしている

特徴

- ・同じ親としての共感性の高さ
- ・当事者視点の情報提供

地域生活支援事業による普及

都道府県等への国庫補助

児童発達支援を提供するにあたって必要な知識

①発達支援の意味と役割

- 発達支援の意味と課題
- 子どもの権利条約と障害乳幼児
- 発達支援と児童虐待
- ノーマライゼーションと統合保育
- 家族支援
- 関係機関との連携・ネットワーキング
- アセスメントとチームアプローチ
- 就学支援
- 発達支援と障害児医療
- 障害受容
- 個別支援計画



②発達支援の技法と理論

- AACとは
- TEACCHとは
- マカトン法とは
- INREAL法とは
- Bobath・Vojtaとは
- SIとは
- 行動分析法とは
- Montessori法とは
- 音楽療法とは
- Swimming療法とは
- Positioningと環境調整
- PORTAGE PROGRAM



児童発達支援を提供するにあたって必要な知識

③発達支援の日常実践

- こころの育ちを育む
- 粗大運動面／姿勢変換や移動の力を育む
- 巧緻動作面／ものを操作する力を育む
- 認知面／状況を理解する力を育む
- 言語面／コミュニケーションの力を育む
- 社会性面/集団場面での力を育む
- 視覚面／見る力を育む
- 聴覚面／聞く力を育む
- 咀嚼嚥下の力を育む
- 模倣面／まねる力を育む
- 健康管理(肥満・偏食・アレルギー・栄養)
- 医療面／薬物・合併症・術前後など
- 救急対応

等

④発達支援に関わる制度

- 児童福祉制度とその動向
- 特別支援教育の制度とその動向
- 保健医療の制度とその動向
- 保育の制度とその動向
- 幼児教育の制度とその動向
- 障害のある人の権利の条約
- 海外の制度とその動向

等